

本市の区域内において客引き行為等を行わないよう事業者の責務を定めるとともに、繁華街などの特定区域における客引き行為等を禁止し、市民や観光客の方にとって安心・安全なまちとするために、市民の皆様の御意見をお寄せください。



パブコメくん

「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例（仮称）」

骨子案について

京都市では、これまでから、安心・安全で犯罪のない地域のまちづくりを支援するため、「学区の安心安全ネット継続応援事業」や、地域団体が設置する街頭防犯カメラに対する設置促進補助事業を実施するなど、誰もが安心して暮らせるまちの実現に向け、様々な施策に取り組んでおります。

また、市民や観光客の方に商店街で安心、快適に飲食や買物等を楽しんでいただけるよう、街路灯、放送設備、防犯カメラ等の設置・改修に補助を行うなど商店街の振興に関する施策に取り組むとともに、国際文化観光都市・京都にふさわしいおもてなしの文化が息づくまちづくりを目指しています。

しかし、近年、木屋町・河原町地域をはじめとする市内の繁華街においては、居酒屋、カラオケ店等による「客引き行為」が目につく状況にあり、繁華街を訪れる市民や観光客の方が、立ちふさがられたり、つきまとわれたりすることにより不安や不快な思いをされるなど、大きな問題となっています。

こうした状況を踏まえ、地域の皆様と京都市、京都府警察による合同パトロールが行われているにもかかわらず、大きく改善するまでには至っていません。

飲食店等による「客引き行為」については、京都府迷惑行為防止条例により、執ような場合は規制対象となっていますが、執ようにまで至らない客引き行為によっても、安心・安全な通行が妨げられ、市民や観光客の方が不安や不快な思いをされているのが現状です。

そこで、商店会等や自治会等と本市との共汗（きょうかん）により、現行法令で規制できない客引き行為等を禁止し、市民や観光客の方にとって安心・安全なまちづくりに寄与することなどを目的とし、規制対象とする行為、規制手法等について定める条例の制定を目指すこととしました。

つきましては、この条例の骨子案について、市民の皆様からの御意見を募集します。

募集期間

平成26年12月9日（火）～平成27年1月8日（木）必着



京都市

本市の全域において、次の①から③までの客引き行為等を行わないよう、事業者の皆様のご責務を定めるとともに、これらの行為が問題となっている特定の区域（客引き行為等禁止区域）では、客引き行為等を禁止することとします。

① 客引き行為

道路、公園その他の公共の場所（以下「公共の場所」といいます。）において、不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為のことをいいます。	

② 勧誘行為

③ 客待ち行為・勧誘待ち行為

公共の場所において、いわゆる「スカウト行為」により、特定の者を勧誘することをいいます。	客引き行為又は勧誘行為をする目的で、公共の場所において、相手方となるべき者を待つことをいいます。

また、客引き行為等禁止区域においては、他人に①から③までの客引き行為等をさせることも禁止することとします。

次の行為は、この条例では禁止しません。

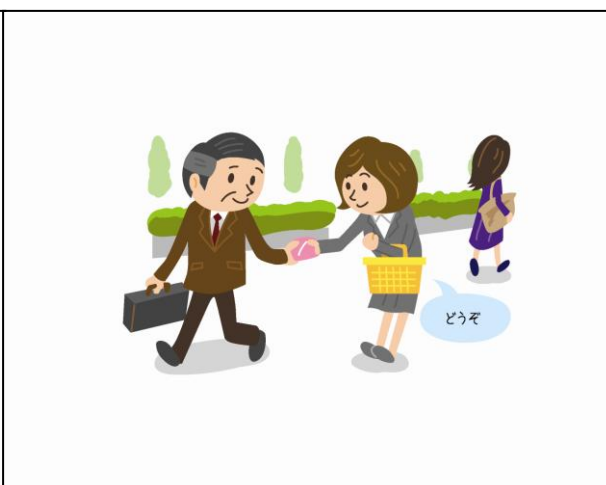
○呼び込み



不特定の者に対して、単に呼び掛け行為をする行為は、相手方を特定して客となるように誘っていないことから、この条例では禁止しません。

※ ただし、「そこの方、どうですか」といって相手方を特定すれば客引き行為等に当たります。

○ティッシュ、チラシ等の配布



ティッシュやチラシなどを単に配布するだけの行為は、この条例では禁止しません。

※ ただし、交通の頻繁な道路において通行する者に広告、宣伝等の印刷物等を手渡す者は、道路交通法の規定に基づく許可を受けなければなりません。

(参考) 現在規制されていない「客引き行為」

業 種	法 律	京都府の条例 (※1)
風 俗 営 業 (※2)	禁止 (※3)	禁止
風俗営業以外の業種 (執ような方法 (※4) による場合)	規制なし	禁止
<u>風俗営業以外の業種</u> <u>(執ような方法によらない場合)</u>	<u>規制なし</u>	<u>規制なし</u>

※1 「京都府迷惑行為防止条例」

※2 接待飲食等営業（キャバクラ、ホストクラブ等）、性風俗関連特殊営業（ファッションヘルス等）など

※3 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」による禁止

※4 公衆の目に触れるような場所において、人の身体又は衣服をとらえる、所持品を取り上げる、進路に立ちふさがる、つきまとう等の方法

1 条例の目的

次のことを条例の目的とします。

- ① 市民及び観光旅行者その他の滞在者（以下「市民等」といいます。）にとって安心かつ安全なまちづくりへの寄与
- ② 国際文化観光都市にふさわしいおもてなしの尊重
- ③ 京都の都市格の維持及び向上

2 用語の定義

① 客引き行為

道路、公園その他の公共の場所（以下「公共の場所」といいます。）において、不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為のことをいいます。

② 客待ち行為

客引き行為をする目的で、公共の場所において、相手方となるべき者を待つことをいいます。

③ 勧誘行為

公共の場所において、いわゆる「スカウト行為」により、特定の者を勧誘することをいいます。

④ 勧誘待ち行為

勧誘行為をする目的で、公共の場所において、相手方となるべき者を待つことをいいます。

⑤ 客引き行為等

①から④までの行為のことをいいます。

⑥ 事業者

本市の区域内において事業を営む者又は事業活動を行う者のことをいいます。

⑦ 商店会等

本市の区域内の団体で、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 商店街振興組合

イ 事業者の組織する団体のうち、商店街の振興を目的とした活動を推進するもの

ウ 事業者の組織する団体のうち、客引き行為等によらない商業の振興を目的とした活動を推進するもの

3 本市の責務

- ① 本市は、客引き行為等を禁止するために必要な施策を実施するとともに、客引き行為等の禁止に関し事業者及び市民等の意識の啓発を推進することとします。
- ② 本市は、商店会等と連携し、客引き行為等によらない商業の振興のための環境の整備に努めることとします。

- ③ 本市は、自主的に客引き行為等の禁止に関し活動する団体等に対する支援に努めることとします。
- ④ 本市は、①の施策を推進するために必要があるときは、京都府警察その他の関係機関又は関係団体と連携するよう努めることとします。

4 事業者の責務

- ① 事業者は、本市の区域内において、客引き行為等を行い、又は行わせることのないように努めることとします。
- ② 事業者は、客引き行為等の禁止に関する本市の施策に協力することとします。

5 商店会等の責務

- ① 商店会等は、本市の区域内において客引き行為等が行われることがなく市民等が快適に飲食、買物等をするのできる環境の確保に努めることとします。
- ② 客引き行為等禁止区域内の商店会等は、パトロール、啓発その他の客引き行為等の禁止に関する取組を自主的に推進することとします。

6 自治組織の役割

客引き行為等禁止区域内の自治組織（自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体のことをいいます。）は、客引き行為等の禁止の推進に関し、積極的な役割を果たすものとしします。

7 市民等の協力

市民等は、客引き行為等の禁止に関する本市の施策に協力するものとしします。

8 客引き行為等禁止区域の指定

- ① 市長は、市民等の安心かつ安全な通行の確保のため、客引き行為等を禁止することが必要であると認められる区域を客引き行為等禁止区域（※）として指定することができることとします。

※ 客引き行為等禁止区域は、

- 商店会等や自治組織による自主的なパトロールや啓発活動が行われていること
 - 客引き行為等に関する改善の要望が出ていること
- などの要件に該当する地域として、木屋町・河原町をはじめとする繁華街のある地域を指定することを想定しています。
- また、指定に当たっては、14により設置する審議会の意見を聴くこととします。

- ② 市長は、客引き行為等禁止区域を指定したときは、これを告示するとともに、当該禁止区域の見やすい場所に、標示をしなければならないこととします。

9 客引き行為等の禁止

何人も、客引き行為等禁止区域において客引き行為等をし、又はさせてはならないこととします。

10 指導及び勧告

- ① 市長は、客引き行為等禁止区域において客引き行為等をしている者又はさせている者に対し、客引き行為等を中止し、又はさせる行為を中止するよう指導することができることとします。
- ② 市長は、①の指導を行ったにもかかわらず、違反している者があるときは、当該違反している者に対し、客引き行為等の中止を勧告することができることとします。

11 禁止命令

市長は、10の②の勧告に従わない者に対しては、相当の期限を定めて、当該勧告に従うよう命じることができることとします。

12 公表

市長は、11の命令の相手方について、次の事項を公表する（※）ことができることとします。

- ① 命令を受けた者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- ② 命令を受けた者の営む店舗の所在地及び名称
- ③ 命令の内容
- ④ その他市長が必要と認める事項

※ 公表の方法は、本市ホームページへの掲載のほか、観光案内所への通知等を想定しています。
--

13 過料

11の命令に違反した者は、50,000円以下の過料に処することとします。

14 審議会

客引き行為等禁止区域の指定その他この条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市客引き行為等対策審議会を置くこととします。

15 報告の徴収及び立入調査

- ① 市長は、条例の施行に必要な限度において、市長の指定する職員に、客引き行為等をし、又はさせている事業者に対し、必要な事項について報告を求めさせることができることとします。
- ② 市長は、条例の施行に必要な限度において、市長の指定する職員に、客引き行為等をし、若しくはさせている事業者の事務所、営業所その他の場所に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができることとします。
- ③ ②の立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないこととします。

16 施行期日

この条例は、市会の議決を経た後、周知期間を経て、平成27年9月1日から施行することを予定しています。

ただし、次に掲げる部分については、それぞれ次に記載する日から施行することを予定しています。

- ① 14の審議会に関する部分 平成27年4月1日
- ② 12の公表及び13の過料に関する部分 平成28年4月1日

「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例（仮称）」骨子案について

※様式は自由です（他の用紙に記入していただいても結構です。）。

【御意見】

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

御意見をまとめる際の参考とさせていただきますので、差し支えなければ御記入をお願いします。

- お住まいの行政区 _____ 区（京都市以外にお住まいの場合 京都市在勤・それ以外）
- 年 齢 _____ 歳代
- 性 別 _____ 男性・女性

募集締切 平成27年1月8日（木）【必着】

提出方法 郵送，FAX又はホームページの応募フォームへの入力のいずれか

送付先及び問合せ先

〒604-8571（住所の記載は不要です。）

京都市文化市民局市民生活部くらし安全推進課

【電話】222-3193 【ファックス】213-5539

【ホームページ】

<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-6-0-0.html>

（又は「京都市 くらし安全推進課」で検索してください。）

【応募フォーム】

<http://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/bunshi/0000175433.html>

御意見の取扱い

お寄せいただいた御意見は、条例制定に当たっての貴重な御意見として取扱います。また、氏名などの個人情報を除き、御意見の内容を公開する場合があります。

なお、お寄せいただきました御意見に対する個別の回答はいたしませんので、御了承ください。



この印刷物が
不要になれば
「**雑がみ**」と
して古紙回収
等へ！

